

## 条例案の概要

### (仮称)函館市クリーニング業法施行条例の制定について

#### 1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、クリーニング業法が改正されたことに伴い、これまで北海道が定めていたクリーニング所において営業者の講ずべき措置に関する基準を本市の条例で定めようとするものです。

#### 2 条例で制定する内容

条例の制定にあたっては、現行の基準である北海道条例および運用実績を検討した結果、北海道条例と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、以下の項目について北海道条例と同じ内容を本市の条例で定めることとしました。

##### (1) クリーニング所において営業者の講ずべき措置

クリーニング所の施設の基準として、居室、台所、便所等とは隔壁等により区画され、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さを有すること、採光及び換気が十分に行える構造であり、受渡場の床や洗場周壁は、不浸透性材料で築造されていることが必要となります。

また、洗濯物への汚染防止のため、洗濯物の受渡台、区分保管用の棚、容器等の設置や、施設の衛生確保のためのねずみ、昆虫等の定期的駆除の実施を義務づけています。

事故防止のための措置として、機械および器具の保守点検や、溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等の取扱い、さらに、有機溶剤を使用するクリーニング所においては、排気装置、換気設備の設置義務等について、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

##### (2) 参考資料

- ・【別添】「クリーニング業法施行条例」（平成14年12月20日北海道条例第70号）

#### 3 施行日

- ・平成25年4月1日を予定しています。